

33.「城山町三丁目第二地区」地区計画

●都市計画決定：令和3年9月30日(告示第82号・決定)
令和6年3月15日(告示第18号・変更)

名称		城山町三丁目第二地区地区計画			
位置		小山市城山町三丁目の一部			
面積		約 1.2ha			
地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名 称	面積及び幅員	延 長	備 考
		歩道状空地1号	4.0m	約212m	新設
		歩道状空地2号	2.0m	約 94m	新設
		歩行者通路1号	2.0m	約162m	新設
		歩行者通路2号	2.0m	約 44m	新設
		広場1号	約300㎡	-	新設
		広場2号	約180㎡	-	新設
地区区分	地区の名称	1街区		2街区	
	地区の面積	約1.0ha		約0.2ha	
建築物の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの。 2. 同法同表(り)項第2号及び第3号に掲げるもの。 3. 1階部分および道路に面する2階部分を住宅の用途に供するもの。ただし、住宅の管理・共用の用途に供するものを除く。			
壁面の位置の制限		建築物の外壁やこれに代わる柱の面は、地区整備計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、歩行者及び滞留者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根・庇・柱・落下防止柵その他これらに類するものを除く。			
壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面後退部分には、垣、さく、広告物、看板その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。 1 花壇、植栽等 2 にぎわい創出に資するオープンカフェ等の撤去可能なテーブル・イス等 3 建築物の保安及び管理上やむを得ないもの4 安全対策上必要な垣、さくその他これらに類するもの			
建築物等の形態又は意匠の制限		1 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の色彩等は、周辺の環境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。 2 屋外広告物の大きさ及び形状は、周囲の景観に配慮したものとし、複雑になる場合には、集約するよう努める。			

<参考>

- ・建築基準法 別表第2(ほ)項
第2号…マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等
- ・同法 同表(り)項
第2号…キャバレー、料理店、ナイトクラブ 等
第3号…個室付浴場業に係る公衆浴場 等

※これは概要です。詳細は建築指導課にお問合せください。

